

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第1060号

2021年（令和3年）3月11日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路，水路及び準用河川の占有許可並びに占用料等の徴収
に係るコンピュータ処理について（答申）

2021年（令和3年）2月22日付けで諮問（第1060号）された道路，水路及び準用河川の占有許可並びに占用料等の徴収に係るコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在，本市における道路占有許可申請の受付については，申請者が来庁し，窓口での面談及び書面による申請を必要としているが，2020年（令和2年）12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において，優先的にオンライン化を進めるべき手続として道路占有許可申請等が挙げられており，また，窓口における対面での対応が減り，新型コロナウイルス感染症等の感染のリスクを軽減することにもつながることから，この度，電子申請による受付を行うこととなった。

この電子申請による受付は，コンピュータ処理に該当することから，条例第18条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続

道路占用許可申請等

- ア 道路占用許可申請・協議書
- イ 道路（占用・掘削）工事着手届
- ウ 道路（占用・掘削）工事完成届
- エ 道路占用者住所等変更届
- オ 道路占用廃止届
- カ 道路占用許可・協議取消願

(3) 電子申請・届出システムの利用

ア コンピュータ処理を行う必要性

当該手続は年間を通して多数の申請が見込まれることから、多くの情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報について

(ア) 道路占用許可申請・協議書

a 申請者が個人の場合

新規・更新・変更の区分，許可番号，申請年月日，申請者の郵便番号，申請者の住所，申請者の氏名，担当者の氏名，申請者の電話番号，担当者の電話番号，占用の目的，占用の場所，占用物件，占用の期間，工事の期間，工事实施の方法，道路の復旧方法，備考，添付書類

b 申請者が法人等の場合

担当者の氏名，担当者の電話番号，備考，添付書類

(イ) 道路（占用・掘削）工事着手届

a 申請者が個人の場合

申請年月日，申請者の郵便番号，申請者の住所，申請者の氏名，申請者の電話番号，担当者の氏名，担当者の電話番号，許可年月日及び許可番号，工事場所，工事目的，工事期間，施工業者，添付書類

b 申請者が法人等の場合

担当者の氏名，担当者の電話番号，添付書類

(ウ) 道路（占用・掘削）工事完成届

a 申請者が個人の場合

申請年月日，申請者の郵便番号，申請者の住所，申請者の氏名，申請者の電話番号，担当者の氏名，担当者の電話番号，許可年月日及び許可番号，工事場所，工事目的，工事期間，施工業者，掘削工事の舗装復旧面積，添付書類

- b 申請者が法人等の場合
担当者の氏名，担当者の電話番号，添付書類

(エ) 道路占用者住所等変更届

- a 届出人が個人の場合
届出年月日，届出人の郵便番号，届出人の住所，届出人の氏名，届出人の電話番号，許可年月日及び許可番号，占用物件名，占用の場所，変更年月日，変更後の占用者の住所，変更後の占用者の氏名，変更後の占用者の電話番号，変更前の占用者の住所，変更前の占用者の氏名，変更前の占用者の電話番号
- b 届出人及び占用者が法人等の場合
担当者の氏名，担当者の電話番号

(オ) 道路占用廃止届

- a 届出人が個人の場合
届出年月日，届出人の郵便番号，届出人の住所，届出人の氏名，届出人の電話番号，担当者の氏名，担当者の電話番号，許可年月日及び許可番号，占用物件名，占用物件の場所，廃止年月日，廃止の理由
- b 届出人が法人等の場合
担当者の氏名，担当者の電話番号

(カ) 道路占用許可・協議取消願

- a 申請者が個人の場合
申請年月日，申請者の郵便番号，申請書の住所，申請者の氏名，申請者の連絡先，担当者の氏名，担当者の連絡先，許可年月日，協議年月日，許可番号，協議番号，占用の目的，占用の場所，占用物件，取消理由，備考，確認欄
- b 申請者が法人等の場合
担当者の氏名，担当者の電話番号

(キ) 電子メールアドレス

(4) 共同運営システムについて

2015年（平成27年）3月12日付藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第718号で答申されたシステムを利用する。

ア ネットワーク

共同運営システムにおける電子申請システムは，利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保され，インターネット通信はSSLを利用した暗号化により情報の外部漏えいを防ぐ。

職員は，専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用

し、システムのログインには、F/Wによるセキュリティが確保され、L G W A Nについても、F/Wによるセキュリティ管理が行われる。

イ 施設要件

当該システムのインターネットデータセンター施設は、情報システム安全対策基準への適合及びL G W A N - A S Pの必要条件を満たしている。

ウ 管理基準

サービス提供事業者のセキュリティポリシーが管理基準となっており、運用・保守業務については、国際標準規格のI T I Lに基づき構築し、S L M (サービスレベルマネジメント)を行っている。

S L Mについては、I S O 9 0 0 1に適合するよう管理策を講じ、運用・保守業務に係る個人情報保護対策及び情報セキュリティ対策については、I S O 1 5 0 0 1及びI S O / I E C 2 7 0 0 1 (I S M S)に基づく体系的な管理策を講じている。また、プライバシーマーク制度の使用許諾事業者認定も取得している。

エ 契約方法

システムを運営するN T Tデータ関西支社と神奈川県が提供委託業務契約を締結して運用し、本市は神奈川県と協定を締結し、システムを利用している。また、本市はシステムを運営する同社と神奈川電子自治体共同運営サービス電子申請システム提供委託業務における個人情報の取扱いに関する協定を締結することにより、個人情報を適切に管理するよう指導監督を行っている。

オ 共同運営システムにおける本市の安全対策

(ア) 端末利用者の制限

共同運営システムを使用する際には、担当者を限定し、端末起動時及びスクリーンロック解除時に生体認証を行うことで、端末利用を制限する。また、ログイン時のI D及びパスワードについても担当者ごとに付与することにより、不正アクセスを防止している。

(イ) 受信したデータの管理

共同運営システムで受信したデータは、申請書形式の紙媒体に印刷し、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存する。

(5) 実施時期

2 0 2 1年（令和3年）4月1日

(6) 添付文書

ア デジタル・ガバメント実行計画（抜粋）

- イ 道路占用許可申請・協議書
- ウ 道路（占用・掘削・自費）工事着手届
- エ 道路（占用・掘削・自費）工事完成届
- オ 道路占用者住所等変更届
- カ 道路占用廃止届
- キ 道路占用許可・協議取消願
- ク 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のよう
に述べている。

当該手続は年間を通して多数の申請が見込まれることから、多くの
情報を迅速かつ正確に処理するため、コンピュータ処理を行う必要が
ある。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性がある
と認められる。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(4)のアからオまでに示す
安全対策は、次のとおりである。

- ア ネットワークを通じた情報漏えいを防止するための措置
ア
- イ データの安全性を高めるための措置
ア
- ウ 安全対策を確認できるようにするための措置
イ, ウ
- エ 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないよう
にするための措置
オ(ア)
- オ 実施機関が協定先の安全対策を確認できるようにするための措
置
エ
- カ 日常的な安全対策
オ(イ)

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると
認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

以 上